

平成 27 年

南三陸町議会会議録

第9回定例会 9月3日 開会
9月18日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 9 月 8 日 (火曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 4 日目)

平成27年第9回南三陸町議会定例会会議録第4号

平成27年9月8日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 孝 志

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 辰 重

議事日程 第4号

平成27年9月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第117号 工事請負変更契約の締結について
- 第 3 議案第118号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第119号 町道路線の認定について
- 第 5 議案第120号 財産の取得について
- 第 6 議案第121号 財産の取得について
- 第 7 議案第122号 財産の取得について
- 第 8 議案第123号 権利の放棄について
- 第 9 議案第124号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第10 議案第125号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第11 議案第126号 教育委員会委員の任命について
- 第12 議案第127号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第128号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第129号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第130号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第131号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第132号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前 9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうは、新採の職員の方の傍聴が入っております。どうぞ皆さんきょうは、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、14番三浦清人君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、8番佐藤宣明君、9番阿部建君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第117号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第117号工事請負変更契約の締結についてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第117号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、（仮称）総合ケアセンター新築工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第117号の細部説明をさせていただきます。

（仮称）総合ケアセンターの新築工事につきましては、昨年の5月21日に本契約を締結し、本年10月末の工期をもって現在工事を進めているところでございます。当初契約、10億1,000万円ほどで契約をしておりました。今回、645万8,000円ほど増額となってございます。

この原因でございますけれども、本年2月1日に労務単価の引き上げが行われてございます。契約約款第25条にインフレスライド条項というのがございますが、急激な物価等の変更があった場合はそれを見直すという条項がございますので、今回それを適用いたしまして640万円ほどの増額となってございます。

議案関係参考資料の43ページをお開き願いたいと思います。

ご存じのように、総合ケアセンターにつきましては病院との合築工事でございます。2つの建物を合わせますと、当初契約が52億3,600万円ほどで契約を締結をしてございます。それが、変更後でございますけれども、53億1,000万円ほど、約7,370万円ほど増額となってございます。そのうち、いわゆるインフレ条項に適用される部分が2,900万円、それからその他の増工事に影響される部分が4,400万円ほどでございます。

2月1日の単価改定によりまして、業者のほうから5月7日にインフレ状況の申請がございました。これを受けまして、町といたしまして5月8日に協議開始の通知を差し上げまして、スライドの基準日、出来高を確認するわけですけれども、基準日を5月8日と設定をして、5月20日に出来高検査を実施をしてございます。

当時の状況でございますけれども、軸体のコンクリートが全て打設が終了したということで、型枠を外していると、脱型しているという状況でございました。検査の結果、病院につきましては28.5%の出来高、それからケアセンターにつきましては約40%の出来高でございました。合わせますと、29.92%の出来高を確認したところでございます。

それらの残工事といたしまして、33億9,800万円ほど工事が残っているということで、この部分についての単価改定となります。結果、労務費単価上昇の部分の影響額として6,877万851円が単価改定による影響分と算定をされています。

インフレ状況の場合は当初から1%、請負額の1%は当初からリスクとして含まれているということなので、1%を超える分が今回の対象になります。6,877万円から、先ほど申したとおり33億円ほど残っていまして、その1%、3,398万1,000円を差し引いた2,689万円が、税抜

きですけれども、インフレ対象となってございます。

次のページに、ケアセンター部分の計算をした書類が載って、まとめたものが載ってございます。右下にスライド額Cというのがございます。黄色で着色をしている部分、1,160万円ほどの増と、しかしながら1%控除いたしますので、それから560万円を差し引きますと、598万円ほどの増となります。これに消費税を加えまして、645万8,000円の今回の増額となったものでございます。

工事につきましては、現在8月末で80%後半を推移をしておりまして、今月末には90%後半の出来高となるというふうに予想されておりまして、工期内完成は確実に完成するものと考えております。

参考までに、病院のほうの4,400万円の変更内容をお知らせ申し上げたいと思います。

一番大きいのが、液体酸素の貯蔵タンクでございます。通常は、この部分はリースで行いまして、月々の使用料にそのリース代を加算をするという方式でやってございます。しかしながら、手術件数等を考えた場合、リースですとかなり高額になるということで、今回タンクその他の工事、全て買い取りという形に変えております。これが約2,000万ほど必要となつてございます。

それから、産婦人科医、工事契約後に増設をするということがございましたので、それで約400万円ほどの増ということでございます。

それから、きのう、病院のほうの説明でもございましたとおり、歯科の部分でかなり機器が入りました。それに対応するために、それぞれ関連の工事を増工しております。

それから、みなさん通りという今ホールがございます。ここに今売店を設置をする予定でございます。業者が決まったということで、それにあわせて電気、それから機械等の設備の増が必要となっています。これが約800万円ほど増ということで、合わせまして約4,400万円ほどの病院側での工事の増工となっているところでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ちょっとわからないので、初步的な質問で申しわけありません。このインフレによる労務単価の改定が、ことしの2月となっていますけれども、完成までの間にさらに変わる可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ここ数年、通常は4月なんですけれども、労務単価が上昇が著しいということで、2カ月前倒しして2月となってございます。

それから、インフレ条項を適用する場合は残工事が2カ月以上ないとだめだということで、既に2カ月を切っておりますので、これからのお申込はありません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

今回のこのスライド金額の資料なんですけれども、わかりやすくこの資料は明確だと思います。これからも、こういうふうな資料に基づいてやっていただきたいと思います。

その中で1点なんですけれども、先ほど病院のほうの売店のほうですか、それらの業者さんが決まったという説明ですけれども、公表できるのであればお知らせ願います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 院内での売店の分につきましては、現在希望者の方と家賃等の協議を行っている途中であります、まだ確定しておりません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。おはようございます。

労務単価640万のアップということなんですけれども、これはちょっと聞いて答弁あるかどうかわからないんですが、実際この640万上がることによって、働いている人たちの給料というんですか、あれがどれくらい上がるのか、もしくはその上がった分の町としての検証みたいなものはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設労働者の賃金の決め方ですけれども、2月に改定になったといっても、これ実績で上げていますので、既に業者までそのくらい払っているということでございますので、今回見直したからといって上がるわけではないと思っていますし、あくまでも設計上の話でございますので、これを支払う支払わないは、あくまでも企業側の判断でございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり昨年の多分10月、ちょうど1年前ですけれども、約2万件ほどの工事を抽出をして、それで賃金台帳を各業者から工事ごとに提出をさせて、実際の支払い額で算定をしております。ですから、もう既にこの金額で支払いが済んでいるということでございますので、今回契約を変更したからといって、その現場で働く皆さんの給料が上がることではないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと今の説明で、私ちょっとわかりかねたんですけども、ずっとの金額だと、この改定する必要ないんではないかというか、そのところがわからないので、例えば労務単価、普通の資材でしたら目に見えて1万円だったやつが1万500円になったというのでわかるんですけども、労務単価の場合、最初に決めたやつ、今課長のちょっと答弁で、最初に決めたやつの部分でいって、後の部分のやつをこれぐらい上げたということで、ちょっと私があれなのかどうかわかりづらかったんですけども、どのような形なのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 昨年の5月に入札をかけています。そのときの基準価格は前の年の10月の単価を使っています、簡単に言うと。ですから、かなり安いです。その後、値上がりをしています。それで、調査日は毎年10月ころでございますので、2月の単価改定は26年度に実際にお支払いをした単価で決定をしているということです。わかりますか。1年おくれなんですよ、実際の改定というのは。支払った実績をもとに決めますので、既にその金額はお支払いを業者側はしているということです。よろしいでしょうか。ですから、これを今回変更契約をしたからといって、現場で働く皆さんは既に受け取っていますので、単純に業者側が立てかえ払いをしていたという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

それでは、残工事の分に対するこの労務単価の改定ではなくて、当初からのやつのあれを今回したという形の認識で……、そうすると、せっかくの説明がちょっと……、私はもう単純に労務単価をこれぐらい上げたということは、そのまま働いている現場の人たちのあれが、その分上がるんじゃないかなど、そういう認識だったものですから、課長の答弁を聞いていますと、何かこの昨年10月の単価の分でやっていて、それで工事をしている間に上がった分の、その調整という形なんですか。どういう認識で捉えればいいのか。特にスライドということですので、なおさら私わからなくなってしまったんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。労務単価につきましては、町が勝手に決めるわけではないし、請け負った業者からお話を聞いて決めるわけではないんです。あくまでも県が、県、国土交通省になりますけれども、そちらで全国の工事を実際支払った金額を調査を

して、次の年の設計単価を決めるというシステムです。それは、あくまでも実績額なんです。去年、当初契約したときは前の年の10月に調べた結果に基づいて単価を決められています。そこまではよろしいでしょうか。実際今支払っているのは昨年の10月に支払った単価です、簡単に言うと。1年おくれになりますので、ただそれが調べたとしても、国のはうで2月1日から適用させなさいと、遡及はしませんから、2月1日以降の工事についてということなので、本来であれば2月1日に合わせてスライド条項の申請をいただければ、2月2日、3日を基準日として改定をしますけれども、あくまでも業者のはうから申請が上がったのが5月でございましたので、5月8日を基準日として出来高を算定をして、残っている工事について単価の見直しを行ったということです。ですから、全体ではないです。残工事についての見直しでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、それではその労務単価というやつが幾らなのか、その差額分というか、それを教えていただければわかると思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません。参考関係資料に載っています。6.2%、全職種を通じて約6.2%、参考資料の一番上に2月1日に全職種平均で6.2%、プラス6.2%と記載されていますけれども、平均しますと6.2%でございます。職種ごとに言いますと、多分40か50あるので、しゃべり切れませんので、そこはもし必要とあらば議会後に来ていただければお知らせしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第118号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第118号工事請負変更契約の締結についてを議題とい

いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第118号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、防集寄木・葦の浜団地への高台接続道路の改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第118号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書31ページに記載のとおり、契約の目的は平成26年度高台接続道路事業寄木葦の浜線道路改良工事でございます。現契約金額に対し1,856万9,520円を増額するものでございます。当該工事は、防集寄木・葦の浜団地に接続する町道寄木葦の浜線、延長1,100メートルを6.5メートルの幅員で改良整備しているものでございます。

今回の変更は、土工の盛り土量の増加、水道管の切り回し工事の追加、電力線の架空線防護工、大型ブロック積み附帯工及び仮設工の追加等の要因から請負額を増額するものでございます。

議案関係参考資料の46ページには、仮契約書の写しを添付しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第119号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第119号町道路線の認定についてを議題といたします。
職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波復興拠点整備事業の志津川東団地及び志津川中央団地、防災集団移転促進事業の志津川西団地について造成工事がおおむね完了し、沿道宅地の利用が伴うことから、団地内道路の町道認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第119号町道路線の認定について細部説明をさせていただきます。

議案書は32ページから36ページ、議案関係参考資料は47ページから51ページになります。

町長が申し上げたとおり、志津川地区における津波復興拠点整備事業で整備される路線を町道として適切な管理を行うため、今回認定をお願いするものでございます。

内訳でございますけれども、東地区が17路線で3,338メーター、それから中央地区が23路線、3,666メーター、西地区が14路線、2,077メーター、合わせると54路線、9,081メーターになります。さらに、これらに加えまして、南さんりく斎苑の進入路がございます。現在、認定をしておりませんので、今回その部分も認定をいたしまして、283メーターを認定をさせていただきたいと思ってございます。これらを合計いたしますと、55路線、9,364メーターとなります。

参考までに、これら本日認定をいただいたと仮定をいたしますと、町が管理すべき町道は507路線になります。延長は、30万1,717メーターでございます。

今回まだ工事中の中で路線を認定するわけでございますけれども、ここにつきましては本年7月より東地区で宅地の引き渡しが開始されました。今後も隨時引き渡しが行われる計画でございますので、住宅建設に伴う諸手続が円滑に行われるよう、工事完成前ではございますけれども、町道の認定の議案を提案させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第120号 財産の取得について

日程第6 議案第121号 財産の取得について

日程第7 議案第122号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第120号財産の取得についてから日程第7、議案第122号財産の取得についてまで、お諮りいたします。

以上、本3案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第120号、議案第121号及び議案第122号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本3案は、防集西戸団地及び松崎団地並びに長清水団地に整備する集会所を取得するに当たり、南三陸町議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部については担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、ご説明させていただきます。3案とも戸倉地区に完成しました防集団地の集会所を整備するものでございます。

それでは、初めに議案第120号財産の取得について細部説明させていただきます。

議案書37ページに記載のとおり、本議案につきましては本年5月末に完成しました西戸防集団地内に整備する予定の集会所及び附帯施設につきまして、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から2,872万8,000円で買い取りをするものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料52ページをお開き願います。

事業の概要ですが、西戸防集団地造成工事において整備しました公益施設用地384.51平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟99.37平米、約30坪の集会所と外構部分も含めました附帯施設を整備するものでございます。

整備のスケジュールにつきましては、本議案の議決をいただいた後、今月中に建築確認申請業務に着手し、来年3月末に完成、引き渡しを受ける予定となっております。

次に、53ページをお開き願います。

西戸団地の土地利用計画図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記しております団地の南側になっております。

次の54ページには配置図を、それから55ページには平面図、56ページにはイメージパースを添付してございます。

次に、議案第121号の細部説明をさせていただきます。

議案書38ページに記載のとおり、本議案につきましても松崎防集団地内に整備予定の集会所及び附帯施設について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から3,564万円で買い取りをするものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料57ページをお開き願います。

事業の概要ですが、松崎防集団地造成工事において整備しました公益施設用地448.23平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟126.69平米、約38坪の集会所と外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、西戸団地同様、本議案の議決をいただいた後、今月中に建築確認申請業務に着手し、来年3月に完成、引き渡しを受ける予定となっております。

次に、58ページをお開き願います。

松崎団地の土地利用計画図になります。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記しております団地の東側となっております。

次の59ページには配置図を、それから60ページには間取りの平面図、61ページにはイメージパースを添付してございます。

引き続き、議案第122号の細部説明をさせていただきます。

議案書39ページに記載のとおり、本議案につきましても長清水防集団地内に整備予定の集会所、附帯施設について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から2,894万4,000円で買い取りをするものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料62ページをお開き願います。

事業の概要ですが、長清水防集団地造成工事において整備しました公益施設用地334.58平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟100.61平米、約30坪の集会所と外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、西戸、松崎団地同様、本議案の議決をいただいた後に、今月中に建築確認申請業務に着手しまして、来年3月末に完成、引き渡しを受ける予定となっております。

次に、63ページをお開き願います。

長清水団地の土地利用計画図でございます。図面では右側、オレンジ色で表記しております団地の南側となっております。

次の64ページには配置図を、65ページには間取りの平面図、66ページにはイメージパースを添付しております。

以上、3つの議案の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

2点ほどお伺いしますけれども、これことしの単価なので、これから実施に入るわけですが
れども、スライド条項はもちろん適用、ことしの単価表を使うので、ないものと解釈してよ
ろしいか、それからこの3つの集会所、それぞれ30坪ぐらいと、同じぐらいの面積なんです
けれども、3つとも設計者が違うのか、委託している設計が違うのか、これはその地区的コ
ミュニティー、町民の人たちと十分議論されて建てる集会所なのか、1カ所南側に窓が少な
い、2つ目の百二十……、防集松崎団地のほうが南側に大きい窓が少ないようなんですが
ども、その辺ご説明お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 工事につきましては、これから中央……、これからといい
ますか、これからでございます。設計に当たっては、改定後の単価を利用しておりますので、
スライド条項は適用になりません。

それから、設計につきましては同じ方が設計をしております。議員おっしゃいましたとおり
地域の方々と検討を重ねて設計に反映させておりますので、コミュニティーといいますか、
その地域の了解は得られて図面に落としているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で、スライド条項はことしの金額でもっているので、な
いということですけれども、また完成後に追加なんていうことがないようなので、一応安心
していますけれども、この間取りの件についてもそうですね、同じ設計者でそれぞれ違うと
いうことは、そこの地域の町民のニーズを引き出した建物、集会所なのかなと解されます。

以上です。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。しつこいようですけれども、今回も伺いたいと思います。
この3件とも簡易的なシャワー設備等が、ちょっと図面が小さくて見えないんですけども、
ついているかどうか、そこのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 図面が小さくて大変申しわけございません。3地区ともシ
ャワーの設備はございません。検討の中で、いろいろお話し合いをしておりますけれども、
シャワーよりは収納のほうというようなことで、地域のほうでは要望があったようでござい
ます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） シャワーより今収納という課長の答弁あったんですけども、実際今後の住民というか、ちょっとそこで暮らす人たちの利便性を考えた場合に、逆にこの設計の山本さんとか建設さんのほうから、そういった意向等が出なかったのかと、私そこが不思議でならないんですけども、住民の方たちが検討した結果、収納のほうというわけではないんですけども、積極的に町のほうも、そういった設備をつけたらという、そういう考えというか、なかったのかどうか、これは町長に伺いたいんですけども、町長、こういったシャワーというか、簡易的な設備に関して、どのようなあれをお持ちなのか、例えばなんですかけども、そういったやつをつけると、地域での人寄せの際に、人寄せを業務としているようなところの民業を圧迫するとか、そういうような思いもあるのか、もしくはただ単にというわけではないんですけども、住民の要望するような集会施設ということなのか、そのところもあわせて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三シャワーの関係も含めてご質問をいただいておりますが、この施設は基本的には今野議員が使うわけでございません。これは地域の皆さんのが使うんです。だから、地域の皆さんのが要らないと言っているものを今野議員の思いでつける必要は私はないと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁なんですけども、実際私もシャワーがあれば使いたいと思うんですけども、これ私だけのあれではなくて、現に最近でも袖浜、平磯地区でも何かそういうセンターを使っての人寄せがあったみたいですねけども、今後はどんどんそういった使われ方がふえていくんではないかという、私はそう仮定しているんですけども、その際に、どうしてもあったほうが私は、私だけではなくて、例えばどういった地域の方たちとの検討をなさったのかわからないんですけども、そういう案が出て私おかしくないのではないかとずっとそれこそ思っているんですけども、そこはやっぱり地域の方たち、どのような方たちと検討なさったのか不思議でなりません。

私、別にシャワー屋さんから幾らももらっているわけではないんですけども、実はきのうの審議の中でも病院の特別室の差額のときの説明で、何か簡易的なシャワーの施設もつけたという、そういうことも聞いたものですから、ここは私は、私だけの思いではなくて、町長にというか、担当している人にお願いしたいんですけども、設計の変更ができるのでしたら、前回も申したように多目的トイレの部分をどうにかならないかというか、そういう思い

が強いんですけども、しつこいようですけれども、今回も聞かさせていただきました。

どのように、何とかならないものなのか、町長がそういった考えですので多分無理かとは思うんですけども、ちなみに町長が、ではそういった設備も検討しろと課長等に指示したら、そのようになるのかどうかだけ伺って、質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここに至るまでに、地域の方々を含めていろいろご意見をいただきながら、最後に図面として落としているということですので、そこに今野議員の思いが入らないから図面を変更しろということについては、当てはまらないと私は思っております。

従来から、今野議員、自分の思いというのをさまざま、平屋でなければだめだとか、さまざまご意見いただきますが、地域の皆さん方との合意をいただきながら進めてまいりましたので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので……、9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 前者の質問にも関連があるのかと思いますが、この構造、気仙沼市の第1号は小泉地区の幣掛に建ちました。復興課長、わからないのか、聞いてたべか。それで、構造について、これがそっくり同じようなんです、建物が。だから、そういうようなことで、それなりの規格といいますか構造というか、例えば屋根、屋根も同じ長尺トタンなんか使っている。建物の形もそっくり同じなようなんです。中のシャワーまではわかりませんが、これは何かそこに予算的なもの、これざっと計算すると、坪100万ぐらいですね、坪単価。建物は小さければ小さいほど坪単価上がっていくんだから、建物はそういうふうな理屈になってるんです。

しかし、この構造が余りにも似ているし、ある程度これが決まっているのかなというふうに思いますけれども、そういう何か指導というか、そのような他の町村とも同じような単価設定があるんでしょう、恐らく。そこらはどういうふうになっているのか、その点について、その内容について、建物の構造、坪数とかそういう面積だとか、それぞれの防集の戸数によって違うんでしょうけれども、ついでですので、この松崎団地、ここは何か空き、たった7戸か、幾らなんだ、余り多いのではないようですが……、（「マイク寄せてください」の声あり）その空室が、空室というか空き区画というか、そういうのが出ているのか出でていないのか、その辺について伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まず、設計でつくりというのは同じ設計者がまず設計しておりますので、同じような間取り、地域の方々の意見も取り入れておりますけれども、同じふうになるというのは必然的かなと思われます。

それから、単価につきましては、外構部分を除きまして3地区とも75万ほどの単価というふうになっております。町の単価、設計単価につきましては約80万ほどでございますので、町の設計単価を下回っておるような状況でございます。また、外構部分も含めますと3地区とも95万、坪当たり95万の単価になっております。

それから、松崎団地の空き区画でございますけれども、松崎団地の規格はちょっとお待ちください。松崎団地の空き区画は、ございません。それで、松崎団地の集会所につきましては、近くにあります波伝谷団地の13戸、それから松崎団地が19戸、それから津波に被災されなかったお宅を合わせまして約36戸ございますので、ほかの西戸、長清水は小規模集会所になりますし、松崎団地につきましては中規模な集会所を建設している状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私の聞いているのは、課長、この構造です、構造。気仙沼で第1号は、幣掛、これ第1号ですよ、気仙沼に。3カ月ほど前に完成しています。その建物とほとんど似通っているなど、それで私は屋根も長尺トタンだと、それでその規格構造がある程度示されているのかなと、坪単価もそれなりに、坪単価平均では八十何万あるんでしょう。小さい建物は坪単価上がりますから、平均ではそういうことになるんでしょう。そういうことではなくて、この建物の内容については1つの規格といいますか、屋根はトタンで長尺トタンを使うんですよと、シャワーは取りつける必要はないんですよとか、あくまでも立派にシャワーもつき、何でもあったほうがいいんですから、そこにはそれなりの規格、単価とか、そういうものがあるんだろうと思います。どこの家庭でも予算を持って、家を建てるといっても、家を建てるわけだから、そのことを聞いているの。

それは、松崎団地には空き区画があると、そういうふうに先日まで、今は全部塞がったというか、それは間違いありませんか。それは、そのとおりです。残された地、津波に遭わない地域のその集会所ですから、何もその団地の方々だけが利用するものではありませんから、団地というのは防集だけではなく、既存の今までの、その場所によっては災害に遭わない家も多いところもありますし、その内容に沿って恐らく建物の規模が決められるんだろうと思います。あくまでも私の聞きたいのは、その集会所の規格です、単価。単価30万もあれば、50万だというんだから、それで約100万ぐらいだから、それなら何かがそこに規格が、みたい

なものがあるのかと。住民が要望すれば何でもかんでも皆つけてもいいのかと、その辺の内容について、同僚議員も聞いているようですがけれども、もう一回答弁していただきたい。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 特に規格、これを使いなさいという指定というのはございません。設計上、先ほどもお話ししましたが、坪単価で80万円という設計の中で、使用する資材を使っているというような状況です。松崎団地につきましては、10区画全部埋まっています。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第120号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第123号 権利の放棄について

日程第9 議案第124号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の
変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第123号権利の放棄について、日程第9、議案第124号
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行
政事務組合規約の変更について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。こ
れにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定
いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第123号権利の放棄について及び議案
第124号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域
広域行政事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

本2案は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の一部を取り崩して同
組合の財源に充てるため、当基金に対する本町の出資金の一部について、その権利を放棄す
ること及びこれに伴い同組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1
項第10号及び第290条の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜
りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、2案につきまして細部説明をいたします。

まず、123号でございますが、1番、放棄する権利の内容についてですが、3,343万のうち103万7,000円ということです。基金を取り崩す理由でございますが、リアス・アーク美術館の事業運営に使うというところが主な内容になっております。

利益を受ける者、当然リアス・アーク美術館、運営をしているのが広域組合ということになりますので、広域組合の管理者が利益を受けると。

3番につきましては、現在同じ議案につきまして構成町である気仙沼市も同様の議案を議会に提出しているものと思います。構成町の議決が整い次第、宮城県に承認申請を出すというところでございますので、その承認がおりた日ということになろうかと思います。本件につきましては、広域の全協でも示されている内容でございます。

これに伴いまして、基金を取り崩しますと規約の改正が必要になるということでございまして、次の124号の議案に移りたいと思います。

議案関係参考資料の67から68にかけまして、規約を改正する内容について新旧対照表で表示をしてございます。

今回、規約の改正には2つのポイントがございます。まず、1つは共同処理をしてきた事務事業を見直すということになります。1点目は、現行の3条の5号に書いてある今までふるさと市町村圏として共同処理をしてきたイから、次のページのリまでの事業にわたってやってきました。ふるさと市町村圏というのは、国の要綱に基づいて制定をされていたんですけども、平成21年度に国の要綱が廃止になってございます。したがいまして、もとになるものがなくなった以上、削除をしなければならないという大前提がございますが、今までリアス・アーク美術館、ずっと20年ぐらいやってきて、中止をするというわけにもいかないということで宮城県と協議をし、当圏域の地域事情というものもあるので、計画策定期間を平成28年の3月31日まで延長して続けてまいりました。その策定期間もあと半年ぐらいで終わるということで、この規約に書いてある共同処理の事務を変更後のように改めるというところが、3条の第4号のところに書いてあるイからホまでの5つの事業に整理をするという内容でございます。このイからホ、ほとんどがリアス・アーク美術館の運営に関するものということでございます。

68ページの最後のページの表をごらんいただきたいのですが、これは現在の出資金を103万円、先ほど説明した、吐き出すことによって、南三陸町としての基金の残高が3,239万3,000

円になりますという内容でございます。

以上、2件細部説明を終わりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

1点ほどお伺いしますけれども、この表題に権利の放棄とありますけれども、説明を伺つてみると、一部を取り崩す、103万7,000円をこれから取り崩して美術館のほうに使うんだということなんですけれども、この放棄という意味合いをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 財産ということではなくて、既にその基金に町として現金を吐き出しているということになります。出資比率は、いろいろ町々ごとにありますけれども、南三陸町は一定の出資比率に応じて、現在三千数百万の基金を持っているということは、この基金に対して一定のガバナンスを持っている、要は口を出す権利を持っているというふうなことだと思います。ですから、まずそのつくった基金の原資を減らすという部分と、それから町が持っているこのリースの事業に対して、いろいろ意見を言うという部分に関しても放棄をするとか、影響が出てくるということから、権利の放棄という表現になっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、28年の3月まで美術館……、28年の3月でしたよね、美術館のほうは。そこまでは口出しをする、そしてこの百何万の取り崩しをして協力するという形で、その後の美術館とのかかわりはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 出資をしているということは、いろいろな意見を言える立場にありますということでございますので、そういった権利を持っているということです。だから、28年3月でリース・アーク美術館の事業運営から町は手を引くということではなくて、美術館は今後もずっと継続して事業運営がされますので、今回103万円を取り崩すというのは、来年から5年分、リース・アーク美術館の事業運営に必要な費用のうち、南三陸町として大体9%ぐらいが南三陸町の負担割合なんです。気仙沼が91%持っています。ですから、その比率から計算すると、南三陸103万出してくださいと、それで後の5年間の事業運営に使っていきますよということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 美術館のほうは了承いたしました。これから5年間の分の9%ということで納得します。理解します。

それから、この3,300万の基金なんですけれども、これは広域消防、それらのも基金に使われる、何かのときは使われるのでしょうか。残った3,200万ほどの残金は、どういう使われ方のために基金として置くのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この3,300万の基金というのは、気仙沼・本吉の広域的な圏域で文化事業を中心として計画的、一体的に事業振興を図りましょうという趣旨でつくった基金になります。消防とか、それからその広域の事業、事務の運営、人件費も含めた部分については、別途広域からの請求に基づいて、それぞれの負担金をお支払いをしております。

例えば消防だと、ちょっと正確な金額はわからないんですが、3億5,000万ぐらい別途消防負担金という形で払っています。今回のこれは、あくまでリアス・アーク美術館の文化振興に使うという部分の基金になるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

国がふるさと市町村圏という要綱をなくしたというようなお話をしたけれども、なぜそういうことになったのかを1点伺います。

それから事業が、これで見ますと縮小されるようなんですかけれども、現状から考えいろいろ難しいことがあるのでしょうかけれども、今後町ももちろん出資していますので、この事業に関しての今言いましたその口を出す権利がありますので、今の運営状況と、それから今後に対する町としての意見というのがありましたら、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この国が定めたふるさと市町村圏の要綱というのは、一言で言えば今は合併して気仙沼と南三陸ですが、当時は津山も含めて1市5町ございました。同じような事業を町それぞればらばらに同じようにやっていて、本当にいいのでしょうかというようなことから、圏域一帯となってやれるようなものについては国の要綱をつくるので、それに宮城県もお金お手伝いするので、そういった基金をつくって一体的にやつたらどうですかというような大前提がありました。

それから、南三陸町もそうですけれども、気仙沼市も合併をしたということで、この20年間

の間に市町村合併がそっちこっちで行われたということで、その合併そのものが広域圏のもともとのやろうとしていた目的に合っているということから、既にその国の要綱はお役ご免ではないのかというようなことから、要綱は廃止になりました。

ただ、先ほど申し上げましたように、美術館をつくりたりするということは、その後の運営も大事でしょうから、そこは地域の実情に応じて、要綱がなくなっても策定を続けていいですよということが1つの理由でございます。

それから、美術館の今後でございますけれども、まず美術館、二十数年たっておりまして、いよいよ修繕改修が非常に心配されている時期だと。あの建物は非常に凝った建物で、何だかんだで30億円ぐらいかけた建物だそうです。まず、その修繕にどうやって対応していくかというところが1つあります。

それから、今は震災の関係で、入館者が6万人になろうとしている状況で、非常に今にぎわっているんですけども、その前は2万人ぐらいだったということで、もともと美術館でございますので、収益を目的とした施設ではないということから、やはりこの圏域の人たちの文化振興にどのように役立てていくかというところが、これから大きな課題だというふうに言われております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それで、今度気仙沼・本吉地域ふるさと市町村圏ということになるようですが、この計画に対する国、県のかかわりはどのようになっているのでしょうか。

それから、今後この計画が縮小され、あるいは場合によっては中止というような話にもなりかねないのかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、67ページのこの新旧対照表に、ふるさと市町村圏という表現を現行も変更後も、新旧いずれも使っているというところで、なぜ同じ名称かということなんですが、先ほど申し上げましたように、もともとやってきた事業のうち文化事業が一番中心になるものでした。要は、リオス・アーク美術館の事業をこのまま継続をするということから、こういったこれまでの継続性を保つという観点から、この名称をそのまま引き継ぎ使うということが1つと、それからこの事業運営に充てる財源というのは、今までの基金をそのまま使うというわけでございますので、ふるさと市町村圏という名前はそのまま使うということでございます。

それから、今後の国と県のかかわりでございますが、国のかかわりはないと言えると思いま

す。宮城県のかかわりなんですが、今この基金を造成した当時、6億円造成してございます。そのうちの1億が宮城県が出資をいたしました。残り5億は1市5町で賄いました。宮城県のこの1億については、基本的に取り崩しはしてはいけませんという決まりがございます。

それから、ソフト事業に限って、この基金からお金を使うことができるということで、当面気仙沼と南三陸合わせますと1億4,000万ぐらいの基金の残になるんですけれども、それに宮城県の分が1億足されるので、2億5,000万ぐらいの基金で今後も事業運営が見込めるということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。私も2点ほど伺いたいと思います。

今回リオス・アーク美術館ということで、前議員の質問で大体わかったんですけども、リオス・アーク美術館、町としての利活用はどうなのか、こういったあれがあるものですから、以前ですと教育関係とかあったんですが、文化、芸術的な取り組みの一環として町はどのように利活用していくのか、もしくは今後していくような予定があったら伺いたいと思います。

あともう一点は、先ほど答弁で課長何度もあったんですけども、1市5町から、現在は1市1町という状況の流れの中で、今後この広域行政事務組合、平成21年に国の要綱が変更になったということですけれども、今後どのような、消防を含めて流れがなっていくのか、このままずっと進んでいくのか、先ほどの答弁でもあったように、美術館に関しては気仙沼市が91%で当町が9%で、そういう割合の中で、今後この事務組合、どのような方向に持っていくのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、1点目でございますが、町が独自事業でリオス・アーク美術館を利用しているかどうかということだと思うんですけども、結論的にはございません。リオス・アークの主催事業というのは、向こうの学芸員も含めて、その美術館の職員さんが5年分の計画を立てます。その年々ごとに町の負担金を充ててやっていると。

例えば、リオス四季写真コンクールとかありますよね。そういった広域が共同で参加できる事業のメニューがたくさんありますので、そういったものに町民がみずから写真を応募したり、絵を描いて応募したりというようななかなかわり方だと思っております。

それから、今後についてなんですかとも、先ほども少し触れましたが、やはり美術館に限って言えば、やがてやってくる修繕、改修、それへの対応をどうするかというところがまず1つであろうと思いますし、また消防を含めた広域行政事務組合というのは、それは今後の

ことというよりも、当然必要なものでございますので、そこは正副管理者が常に協議をしながらやっていくと、そういうものだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長から答弁あったんですけれども、私お聞きしたかったのは、リアス・アーク美術館の利活用の間で、町単独の事業はないということなんですかけれども、以前教育的なあれで、遠足というか旅行を兼ねて利活用していたような記憶もあるんですけれども、町の教育の一環としての文化芸術関係に関するかかわりの部分をどのように考えているのか伺いたいと思います。

あと、この広域のあれなんですけれども、私とかはまた、私思うんですけれども、以前ですと本吉郡があって、その下に今は町が1つだけなので、下手すると私なんか住所書くときに宮城県南三陸町と書くんですかけれども、そういった流れの中で本吉郡の郡というあれに対する今後の流れというか、ずっとこの1つの町でも郡のままなのか、その名称等、どういった形になるのか、もし存じでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） リアス・アーク美術館に係る当町の教育的なかかわりという点でお答え申し上げたいと思いますけれども、リアス・アーク美術館に当町の子供たちが過去に遠足等で行ったかという、そのことについてはちょっと私は押されておりません。現在は利用しておりません。かかわりという点では、1つはリアス・アーク美術館主催の作品応募展があります。これに案内が来ますので、子供たちが自主的に参加しております。

それから、震災後、南三陸町でふるさとの絵コンテストということで、子供たちにふるさと自慢で自分たちの住んでいるところの絵を描かせる、そういう行事があります。これについて、リアス・アーク美術館の学芸員の方に審査員として来ていただくということで、この2点が、かかわりといえばかかわりということでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 本吉郡南三陸町、1郡1町でございますけれども、県内にはほかに、例えば丸森町も伊具郡丸森町という形で、これは明治時代からの郡制の名残で住所表記されてございますので、国において取り扱いが変更されない限り、この部分の見直しはないんだろうというふうに思いますけれども、今野議員が住所表記をいかように扱おうとも、郵便番号と南三陸町と表記があれば十分でございますので、そこは個人の自由でございますので、よろしいのではないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 美術館に関してはわかりました。

そこで、今の広域の件なんですけれども、今後当町でも今年度に三陸道開通等なって、どちらかというと広域的なかかわりとしては、おかのほうというか、登米市のほうとのかかわりが大分強くなってくると思うんですけども、今後このまますっと広域は気仙沼のほうと継続していくんでしょうけれども、どこかのタイミングというか折で、何か先ほど答弁いただいて、国の要綱も変更になり、これはふるさと市町村計画に関するあれだったのか、全般的なあれだったのか、ちょっと確認できなかったんですけども、何らかの形でこの広域事務の再編というか変更等が見込まれるのかどうか、その件に関してだけ伺って終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） その広域の維持、あるいは文化事業のための国のかかわりにつきましてはありませんということで、その理由については先ほど申し上げましたとおりです。

それから、広域のその再編という部分で、たしか宮城県内には6つぐらいの広域があると思います。これは、今南三陸町長と気仙沼市長が正副管理者となって、この気仙沼広域の消防を含めた共同事務をやっているということでございますので、私どもの事務方の立場で今後の再編についてお答えをするというような状況にはないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長、答弁欲しいそうです。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あり得ないと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第123号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第125号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第125号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員佐藤道男氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として錦部照夫氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、ご意見を賜りたく提案するものであります。

錦部氏は、平成24年3月まで気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員として、40年の長きにわたり在職され、同組合消防本部次長として、東日本大震災後の災害対策本部での自衛隊を含む関係機関との総合調整を務めるなど、復旧に尽力いたしました。

卓越した識見を有し、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第126号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第126号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員小島孝尋氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

小島氏は、平成19年11月から教育委員会委員として6年、委員長として1年、通算7年間にわたり本町の教育行政にご尽力を賜ってまいりました。地域の信望も厚く、温厚明朗で高潔な人格は、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時といたします。

午前11時48分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第127号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第127号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）の概要についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉公民館災害復旧事業や庁舎災害復旧事業、漁業集落防災機能強化事業など、災害復旧費や復興費を中心に、緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を補正計上したところあります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、一般会計補正予算の細部説明を行います。

改めて、2ページの議案書部分をごらんいただきたいと思います。

今回47億2,800万ほど追加いたしまして、予算総額が596億9,000万、約600億に届かんというところの予算編成でございます。前年同時期、昨年の9月の補正予算の総額と比較いたしましたと、プラスの26.6%、額にして125億5,000万追加された予算という形になってございます。

また、予算の総額、この600億を通常分と震災復興分に分離いたしますと、通常分が81億6,500万、13.7%、震災復興分が515億2,900万で86.3%、そういう構成になります。予算総額のうちのいわゆるハード的な経費、投資的経費の割合は全体予算の73.0%、436億が投資的経費になります。

続いて、6ページの債務負担行為の補正についてご説明いたします。

今回8件追加してございますが、まず海岸防潮堤設置工事負担金、漁港施設災害復旧工事負担金、道路災害復旧工事負担金、上の3つの部分につきましては、これは県事業に町の事業をお願いしてやっていただく内容になります。

海岸防潮堤につきましては、長清水漁港に係る防潮堤の事業でございます。限度額1億

5,000万と設定させていただきました。

次の漁港施設災害復旧工事負担金ですが、これは平磯漁港と長清水漁港の防潮堤事業、これを県の事業にお願いする内容です。県では、国道398号と県道清水浜志津川港線の事業にあわせて実施するものになります。

道路災害復旧工事負担金は、これも長清水川の県工事にあわせて行う長清水地区4路線の災害復旧工事になります。

その下の八幡橋仮設橋整備委託業務、これは現在の八幡橋より上流に設置する仮橋になりますが、切り回し道路のために整備する事業でございます。

あと、中橋災害復旧工事の設計監理業務、これは中橋の施工に関し必要となる仮設道路の設計業務になります。

中橋災害復旧の下部工の整備委託業務、基本中橋の右岸側の下部工になります。URに委託予定でございます。

中橋災害の復旧の上部工工事、これは町の直営で行う工事になりますが、UR以外に発注する内容になります。

最後、庁舎災害復旧事業でございます。本庁舎と支所の整備ということで、債務負担上は本庁舎に24億、支所に8億の債務負担額を設定してございます。

7ページ、8ページをごらんください。

債務負担行為の変更部分、事業復興型雇用創出事業助成金、これは議員ご承知のとおり、新規学卒者等を採用した場合、企業に一定額の支援をする内容です。1人当たり最大225万円の負担になりますけれども、3カ年にわたって行うということで、初年度は120万、2年目が70万、3年目が35万円ということで、当初20人の見込みでございましたが、7人分を増加して債務負担額を設定いたしました。

次に、第3表の地方債補正、今回追加で社会教育施設整備事業を計上してございます。これは、町長提案理由で申し上げましたが、災害復旧事業で戸倉公民館の建設事業費の財源確保のために地方債を起こすものです。合併特例債を考えてございます。

公営住宅建設事業につきましては、これは戸倉と伊里前の災害公営住宅と集会所に防災無線の整備を考えてございましたが、これを効果促進事業で対応できるということで、870万ほど限度額を減額する内容でございます。

では、次に執行予算の説明に移ります。12ページをごらんください。

歳入、9款地方交付税で、今回震災復興特別交付税を5億4,160万追加いたしてございます。

復興事業の裏財源となります、7事業分を考えてございます。

13款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金、農林水産業施設災害復旧費負担金です。歳出で出てまいりますが、15の漁港に係る災害復旧費の負担金ということで、当初予算で11億ほど予算計上してございましたが、今回内示で27億7,000万円ほど決定してございますので、その差額の16億6,000万ほど今回追加補正いたしました。

2項の国庫補助金の総務費国庫補助金、総務管理費補助金で9,000万円減額ということで、説明欄に市町村合併推進体制整備費補助金、減額してございます。当初、本庁舎等の実施設計の財源として見越してございましたが、今回庁舎建設基金からの財源に財源を組みかえるということで、9,000万円減額といたしました。

6項の災害復旧費国庫補助金、その他公共施設公用施設災害復旧費補助金で569万1,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とあります。これは、本庁舎整備に当たって地中熱を利用した施設を考えてございますので、その調査業務の財源として環境省からの補助金でございます。

下の文教施設災害復旧費補助金の7,272万2,000円、これは戸倉公民館の災害復旧費補助金でございます。補助基本額の3分の2に当たる金額を計上してございます。

13ページの一番下、基金繰入金のふるさとまちづくり基金繰入金、今回300万円の繰り入れを予定しています。いわゆる、おらほのまちづくり事業の2次募集に係る財源ということで、1件当たり50万円の6件分を見越してございます。歳出で出てまいります。

その下の人材育成基金繰入金、これは看護介護学生の就学資金の貸付金2人分を予定してございます。

14ページをごらんください。

復興交付金基金繰入金、12億2,700万ほど今回基金から9事業分繰り入れをいたしてございます。下段の役場庁舎建設基金繰入金、これは財源組みかえに生じて役場庁舎建設基金から1億1,560万繰り入れる内容でございます。

18款の繰越金については、前年度からの繰越金ですが、これ一般会計のみならず居宅介護支援事業の特別会計、前年度末で閉鎖してございますので、その残った部分の111万ほどを合わせて一般会計の繰越金として計上いたしてございます。

19款の諸収入、2項雑入で商工費雑入、5,000万円の減額、これは中小企業基盤整備機構の仮設施設撤去費助成金とございます。復興状況の進捗に伴い、工事の延期をいたした事業者がございます。造船事業者等の仮設施設の撤去費を今回減額をさせていただいてございます。

16ページをごらんください。

歳出です。2款総務費の10目危機管理対策費13節委託料300万円、ハザードマップ作成委託料を計上してございます。これは、12月に全戸配布を予定してございますが、津波浸水地域や土砂災害等を想定した内容のハザードマップを作成して、1万6,000部ほど作成する予定でございます。

12目まちづくり推進費19節負担金補助及び交付金に300万円、おらほのまちづくり支援事業補助金、歳入でご説明申し上げましたが、50万円の2次募集ということで6件分の計上でございます。

25節の積立金のふるさとまちづくり基金でございますが、これは25年度、26年度分の積み戻しということで、積み戻した後の現在高見込みで約6,900万円になります。

17ページの最下段、2款総務費の戸籍住民基本台帳費、備品購入費で200万円、機械器具費を計上してございます。これは、マイナンバーカードの対応をするシステムの器具の購入でございます。

18ページをごらんください。

3款民生費の1目社会福祉総務費、8節から13節まで計上してございますが、これは新しい病院の落成式に係る必要経費を計上してございます。

11目には総合ケアセンター管理費として、新しい目として予算を1,169万円計上してございます。これは、新しいケアセンターの管理費でございます。

2項の児童福祉費、19ページです。

保育園費に15節の工事請負費と18節備品購入費を計上してございます。これは名足保育園、認定こども園へ移行を来年考えてございますので、その施設整備に係る工事費と備品購入費でございます。備品購入については、消毒保管庫や調理台等を考えてございます。

20ページをごらんください。

3項の災害救助費の1目災害救助費で15節工事請負費130万円、応急仮設住宅交通安全施設整備工事、これは波伝谷仮設住宅の進入路におけるガードレールの設置工事でございます。

4款の衛生費、3項病院費24節投資及び出資金で4,600万ほど計上してございます。病院会計の出資金ということで、病院施設の新しい太陽光発電、それと医師の官舎工事に伴う消費税分、公営企業ですので消費税が発生いたしますので、その部分に係るいわゆる繰り出しでございます。

4項の上水道費、水道費でも水道会計へ1億300万ほど繰り出す内容でございます。これは、

戸倉水源の整備工事、あとは戸倉上水道の築造工事を検討してございますけれども、国庫補助が約90%、これはその部分については水道会計に直接入ります。約、事業が全部で10億ございますので、残りの約10%の1億300万ほどが一般会計から負担する内容です。それで、この1億300万については全額、震災復興特別交付税の対応となってございます。

21ページ、5款農林水産業費の3項水産業費、水産業振興費で19節の負担金250万円計上してございます。水産養殖物認証事業補助金、これはいわゆるASC認証に係る補助金でございます。補助金は、漁協のほうへ繰り出す内容でございます。

4目の漁港建設費で工事請負費で5,000万円の減額をしてございます。これは、県事業で行うといった内容で、債務負担で説明いたしましたが、その関係上、今回工事費を5,000万減額いたしまして、19節で5,000万、予算の組みかえを行ってございます。

22ページをごらんください。

6款商工費の2目の商工振興費の工事請負費、5,000万円減額です。歳入でご説明申し上げましたが、仮設の施設の撤去工事ということで、造船事業者等の復興事業の関係で工期が延期されたということで減額してございます。

4目の観光振興費13節委託料で300万、観光交流現況調査事業委託料を計上してございます。これは地域の現状と、いわゆる来訪者の消費額等の実態把握を行うということで、今後の観光戦略、プランのバックデータとなるといった内容で調査事業を実施いたします。

25節の積立金244万7,000円は観光振興等基金と、積み立てでございますが、いわゆる入湯税の部分を積み立てている内容ですが、平成23年度から26年度分の積み残しがありましたので、その部分を240万ほど積み増しする内容です。積み立て後の現在高見込みとして、3,700万円ほどになります。

次、7款土木費の3項河川費、河川維持費15節工事請負費で1,000万円計上してございます。たら葉川の河川のしゅんせつ工事になります。清流会館付近の地区になります。入谷天神付近という形でございますが、延長が680メートル検討してございます。

23ページの7款土木費6項住宅費の住宅管理費15節工事請負費に100万円計上してございます。定住促進住宅進入路舗装工事、峰畠定住促進住宅完成してございますが、そこに至る進入路の舗装工事でございます。

23ページの最下段、8款消防費の15節工事請負費150万円、屋外子局移設工事、これは在郷地区の屋外子局を移設する工事でございます。

24ページごらんください。

10款災害復旧費 1 目の農業施設災害復旧費、委託料を300万計上してございます。これは、広畠橋の設計と農道田の浦線の設計業務に係る委託料でございます。

その下の漁港施設災害復旧費の工事請負費、15億6,200万ほど計上してございます。13漁港に係る災害復旧工事の計上でございます。

その下の19節負担金補助及び交付金1億円、これは歳入でご説明申し上げましたが、いわゆる平磯、長清水漁港の整備については、宮城県への工事費の負担金として執行するものでございます。2つの漁港に係る負担金でございます。

次に、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費19節負担金補助及び交付金5,000万円、東日本大震災道路災害復旧工事負担金を計上してございます。これも、先ほどご説明申し上げました国道398号と長清水川の県工事にあわせて工事を行う長清水地区の4路線の道路整備工事でございます。

25ページ、災害復旧費の社会教育施設保健体育施設災害復旧費、これは戸倉公民館の災害復旧に係る13節委託料の計上と15節工事請負費でございます。災害復旧工事については、3億5,000万円を予定してございます。

18節の備品購入費、あわせて戸倉公民館の備品購入でございますけれども、これについては全額補助対象となってございます。

次、庁舎災害復旧費で15節工事請負費2,000万円、債務負担では32億の設定でございましたが、本年度の執行見込みとして本庁舎については基礎工事、支所についてはくい打ち工事等ということで、本年度は2,000万円の出来高見込みを計上しております。

26ページごらんください。

復興管理費の積立金1億4,000万ほど復興交付金基金ということで、前年度事業精算に伴う積み戻しでございます。積み戻した後の現在高見込みで224億7,000万円ほどになります。

その下の地域復興基金も同じく積み戻しでございますが、戻した後の現在高見込みで13億1,000万円ほどになります。

その下に25節同じく積立金、震災復興基金366万9,000円ございます。積み戻した後の現在高見込みが12億4,300万円ほどになります。

次、12款復興費の3目漁業集落防災機能強化事業費13節委託料9,200万円、あわせて工事請負費9億8,400万計上してございます。第12次で決定いたしました復興交付金事業として実行するものでございます。18地区の事業を予定してございます。内容は、いわゆる地盤のかさ上げと生活基盤等整備ということで、道路整備と街路灯の整備もあわせて検討してございま

す。

道路事業費、補償補填及び賠償金200万円、高台接続道路事業立木等補償費とあります。これは、支障電柱移設補償ということで、寄木・葦の浜団地に係る補償費でございます。

27ページ、6目の防災集団移転促進事業費13節委託料120万円、土地価格鑑定委託料、これは志津川西地区、西工区分に係る土地価格鑑定委託料でございます。

12款の7項復興効果促進費6目市街地整備事業予定地区の瓦れき除去撤去事業費13節委託料3億円でございます。これは、まず既設構造物撤去委託料、約これは2億円を予定してございます。これについては、いわゆる志津川市街地の区画整理事業地内、新井田川沿いに残存の橋梁が9つ、9橋ございます。この撤去、それと擁壁等の撤去に係る委託料でございます。

その下の建設発生土破碎委託料、これも約1億円予定してございます。これは、伊里前防集団地から発生した岩を碎いて盛り土材に活用するための事業という形になります。

9目復興地域づくり加速化事業費15節工事請負費2億8,000万円、伊里前中心市街地の用地造成工事になります。約1.14ヘクタールでございます。いわゆる三陸道の土を活用する予定でございます。

その下の22節補償補填及び賠償金500万円、建物移転等補償費でございます。伊里前の電柱等の移設補償費でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 何点かお伺いしたいなと思うんですけれども、歳出のほうから恐らく5点ほどになるかなと思うんですが、まず16ページ、これは2款総務費1項の10目ハザードマップの作成委託料ということで、12月に全戸配布するということは、ある程度作成が、策定というか、進んでいるんだろうなというふうに思うんですけども、先ほど説明の中で、津波被害または土砂災害ということがありました。

去年の広島の災害等を含めて、いろいろ見直しが行われて、当町でも災害危険区域がたくさんあるということは皆さん周知のとおりかなと思うんですけども、具体的にそのハザードマップの中に、どういうふうな避難をすればいいかとか、こういう情報が出た場合にはこういう対応をとってくださいというところの情報を載せるということが、最も大切なかなと思いますので、その辺どういった情報が町民の目に届くことになっている予定なのか、今の

段階でお考えというか、お伺いしたいなと思うのがまず1点目です。

それから、次の17ページ、一番上に総合戦略推進会議委員謝金ということで追加で補正になっております。これは、回数がふえたということなんだろうなと思うんですけれども、そこでいろいろ人口ビジョンであるとか、計画の策定に向けて情報交換、意見交換が行われているというふうに認識はしております。

その一番最初、会議もうちょっとふやして、たくさん意見交換、連絡を密にしてやったほうがいいのではないかというような意見が、委員の方から出たというふうに聞き及んでいるというか、私その場にいましたので、そういうふうなお話がありました。これは、大変いいことなんだろうなと思いますので、そこでどういった内容のお話が行われているのか、もし今後の会議の日程等決まっていれば、傍聴の機会を設けられると聞いておりますので、ぜひお知らせいただきたいなと思いますので、これはあれですか、副町長にお願いしてよろしいですか。お願いします。

それから、21ページなんですけれども、農林水産業費の中に2目の水産業振興費でA S C認証、項目とすると水産養殖物認証事業補助金ということで、説明の中でA S Cの認証を取るんだというような、それに必要なお金だという説明でしたけれども、具体的に、私一般質問等では森の認証制度のほう、木材のほう、F S Cのほうを質問させていただいたことはありましたけれども、A S Cは今現況どのようにになっているのか、お話というか、認証制度がどういったスケジュールで進んでいく予定なのかということをお知らせいただきたいなと思うのが3点目です。

それから、22ページなんですけれども、商工費の4目観光振興費の中に委託料として観光交流現況調査事業委託料ということで、これも以前お話しさせていただいて、これから交流人口をふやす、さらには定住人口もふやしていく、そのためには例えばこの町を観光に訪れる方の入れ込み数を震災前の水準に戻したいんだというようなお話がずっとあって、ではその震災前の数字というのは幾らなんですかと、大体110万人ではないかと、ではそれはどうやって調べたんですかと言ったら、あんまり正確な数字ではないんですけども、みたいなお話が以前ありました。

今後、今後というか、その戦略を考えていく上で最もベースになるのがデータだらうと思いますので、そのデータを今からでもとり始めるということは非常に大切なことだらうとは思いますけれども、今までのそのデータと、そこにどういう差異があつて、調査の結果、戦略を見直す必要があるのであれば、当然見直すべきだと思うんですけども、その相互関係

というか、このデータをどのように活用していくのかというようなお考えをぜひお伺いしたいなと思います。

それから、もう一点は、ちょっとこれは関連になるかなと思いますが、23ページの7款土木費1目の住宅管理費の中に定住促進住宅進入路舗装工事と、進入路の舗装工事、私もこの間現地に行ってちょっと二、三回、ちょっとわからなくて、ぐるぐる小学校と中学校を行ったり来たりしながら見つけて現場に行ってみたんですけども、まだ舗装がされていなくて砂利敷きだったようなんすけれども、その当時は。

以前にその定住促進住宅をつくったときの議会の中で、駐車場をどうしようかというお話をたしかあったと思うんです。舗装もされていませんし、線を引いているわけでもないので、駐車場代とかは取らずに、ただ車を置けるスペースはあるなというような認識でおりますというお話だったと思うんですが、舗装されるということであれば、その辺駐車場も一緒に整備してしまうのかどうか、それからあと関連になりますが、今のところのその申し込み、お問い合わせの状況というのは、一体どのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） それでは、1点目のハザードマップの件についてお答えさせていただきたいと思います。

ハザードマップにつきましては、従来からの災害対策基本法で整備することが定められておりますけれども、ことしの2月に町内の16カ所、7行政区なんですけれども、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定されました。このことによりまして、これらを中心にハザードマップをつくるということなんですけれども、住民にとって見やすく、そして使いやすいものにするために、委託業務で作成するというふうな形でございます。1万6,000部なんですけれども、町内の毎戸6,000部と、あと観光客等もございますので、それに対応するのに、1万部余計に刷るというような形でございます。

それから、内容につきましては避難勧告、避難指示が出された場合に、避難所に避難していくふうな内容でございますが、この土砂災害区域につきましては、今後あと一、二年間に追加で指定される予定でございますので、今回とりあえず暫定版というふうな形で、数年かけて完璧なものに仕上げていくというふうな内容になっております。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、2点目、総合戦略会議の謝金の関係でございます。

総合戦略会議につきましては、当初3回というふうな予定で予算計上させていただいておりました。1回目の会議の際に3回では足りないという、そういったご意見がありましたと、実際にはタイムスケジュールが年内中に、総合戦略を策定しなければならないというようなことがございましたので、その間に何とかまとめたいというような担当課のご意向があつたんですが、やはりその戦略会議の委員の皆さんに、こんな大事な会議をするのに3回で足りるのかというような、そういったご意見がございました。それで、今回3回分を追加させていただいて6回と、毎月やるというような、そういう方向性になりました。次回については10月6日というようなことです。

内容につきましては、傍聴されていたので多分わかっているとは思いますが、いわゆる人口動態の関係から、町としてどういう手を打とうかというような話なんですが、やはり若い方々がいっぱいいらっしゃいますので、意見がいっぱい出まして、若い人に限ってはだめだとか、あるいは高齢者も含めていろいろなわゆる間口をあけたほうがいいのではないかと、そういう意見がいっぱい出ましたが、実際のところ、一度二度でまとめられるような状況ではございません。ですから、この6回の会議を通じて、ぜひ町ならではの総合戦略を練っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 2点目、3点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ASCのほうから申し上げます。ご案内のとおりFSCは森の認証で、ASCのほうは海属のほうの、今回であれば戸倉のカキ生産組合に係るカキの認証制度としてASCを導入させていただく計画でございます。

山のほうは9月末を今目標に認証を進めているんですけども、こちら海のほうは、これから急ピッチで認証手続を進めて、何とか年度内には認証を受けたいというような計画で進めてございます。

それから、観光調査のほうですけれども、議員からは入り込み数、全体の数字の正確性というご指摘は以前から頂戴しているところなんですが、そこの全体の数字の正確性、全てをカウントするというのは、現実的には本当になかなか難しいこととして、そのあたりに一定程度の推計が入ることは、国のほうの観光客数値などにも同様の精度、精密度でやっているような状況ですので、そこは難しいんですけども、今回行おうとしていることは、震災後、特に観光は総合産業というようなことで、まちづくりの大切な分野として進めてきておりま

すが、その進め方といたしましては考えられるあらゆる手段を使って観光客、交流人口を増加させるための施策として実施してきていますが、果たしてその効果が数値としてどのように効果を上げているのかというところをしっかりと一度とどめて、正確性をもってとどめないと、この後の戦略的な観光戦略といいますか、戦略的な事業の展開というところが難しくなると、とりわけ当課としましてはインバウンドなどの新しい分野も取り入れていく考え方でございますので、復興事業にあわせて今後は、それなりに大きな金額でのインフラ整備などにも予算を必要といたしますので、今現在観光客が経済的にどのような効果をもたらしているのかという経済的な視点と、それからどこからどれだけのお客様がいらして、例えば買い物や宿泊などを行っているかなどの動向調査をそれぞれあわせて実施して、今後のビジョンに反映していくという計画でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、定住促進住宅についてご回答申し上げたいと思います。

今回の予算につきましては、あくまでも進入路のみでございまして、駐車場の整備等は含まれておりません。これにつきましては、入居者が決定してからでも、まだ遅くないというふうに考えておるところでございます。

それから、申し込みの状況でございますが、一般質問の中でも町長がお答えをしているとおりでございまして、問い合わせは十数件ございました。そのうち、お話し合いをした結果、その申し込み用紙を送っていただきたいという方が6名でございまして、今それぞれ返送されてきているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） あちこち聞きましたので、ちょっと1つずつ整理しながらしたいと思います。

ハザードマップからですかね、国の法律でありとか、その事業として必要なので、やらなければいけないという部分もありつつも、その災害というものに、この当町は非常に敏感でもあるでしょうし、進んだ取り組みをしている地区だろうというふうには思うんです。

その中で、ただ今後その災害危険区域を指定するというのは町ではなくて、県だったりということだろうと思いますので、あと数年の間に追加で指定されるはずなので、今回はとりあえず暫定版でというお話なんですけれども、1つ危惧するのは、その暫定版であるがゆえに、その情報の正確性というものが担保できないのではないかと、要はハザードマップに載っていないところで実際に災害が起こり得る可能性というのは、それは可能性を論じるとゼロに

なることはないんだろうと思うんですが、予想されます。そこを誰がその責任をとるのかとか、そういうあんまり生産的でない話ではなくて、どうカバーしていくのかと、その今回の暫定版のものにも盛り込める要素が少なからずあるのではないかなと思うんです。そこを委託するとはいえ、町として指導する立場にあると思いますので、どれぐらい強くその委託先に言えるのか、言うつもりなのかということを担当課としてどのように考えているのかということを聞きたいなと思います。要は、暫定版でつくることしのハザードマップの信頼性、もしくはその有効性というものをしっかりと確保できるのかということを伺いたいなと思います。

次、17ページですかね、総合戦略会議、副町長が、あれは座長ということになるんですかね、議長、座長……、「会長」の声あり) 会長、はい、会議の会長ということで、皆さんのご意見を聞きながら会議を前に進めているというところだろうと思うんですが、年内にまとめるという締め切りがあって、そこに行くには3回ぐらいの会議を通して考えていて、ただ総合戦略というのは国のもう一個上に法律、法律ではないですね、町の考え方として基本になるものがもう一個上にありますけれども、その次の段階というか、非常にいろいろな分野に、いろいろなジャンルに影響を与える戦略だろうというふうに思いますので、それが委員の中からも、もっと積極的に話をしたいということというのが非常に大きいことだらうなと思います。

これは、今回的一般質問で町長といろいろお話ししさせていただいたときに、町民の意見をどうやって聞くんですかということ、まさにその戦略会議でも町民の中から選ばれた方々が16人でしたか、委員の方いらっしゃって、お話しされているということですけれども、その方たちが逆に話をしていることを、どういう意見があって、こういう意見があるんですよということをオープンに、また、ならばむしろ積極的に発信していくということが重要なのかなというふうに思うんです。それをどこに向けてというのは、議会とかではなくて、なるべく多くの広い人たちに向けて発信すべきだらうと思うんです。そこ、ちょっと絞ったお話ししたいんですけども、例えばインターネットであるとかというものを有効に日常的に使っている人たちにこそ向けて発信すべきだらうなというふうに思うんです。

町の広報とかに、その開催の日程とか話をしている内容とかを文書で載せるのも必要かなと思うんですが、それ以上に、総合戦略会議に限って言えばインターネット上、フェイスブック等、町にもありますよね。その辺でもっと前面に押し出して告知して、今こういう取り組みをまさにやろうとしていますということをアピールする必要があるのではないかなと思う

んです。そこをどのようにお考えなのか、町長でも副町長でもお答えいただければなというふうに思います。

それから、21ページ、A S C、スケジュールを今お伺いして、F S Cのほうが9月末ですから今月末ということですかね、A S Cのほうは年度内に何とかというお話でした。これ町長にお伺いしたいんですけども、以前にもお伺いしたことと関連してくるかなと思いますが、この町の売りというのは何でしょうねという、ちょっと漠然とした質問ですが、のときにF S CとA S Cを両方持っていますということになれば、これは町の魅力を発信していく上で非常に強い、強力な武器になるのではないかと思うんです。ですので、今予算をつけてA S Cの認証に取り組んでいただいているということですので、それを生かす、さらに発展していくということは、まさに町長の手腕というか、町の執行権を持っておられる皆さん的手腕にかかる部分が大きくあるのかなと思いますので、そこ町長のお考え、ぜひお伺いしたいなと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、次、22ページ、観光のそのデータということですけれども、今回の調査はざっくり言えば、この町に観光に来る人たちというのがどこから来て幾ら使うかということを、調査の方法はちょっとわかりませんけれども、動向を押さえたいということだろうと思うんです。要はそれで、ちょっと今お話の中で、今までずっとその観光に対して施策というか、交流人口をふやそうという方策は、いろいろ打ち出してきました。その成果を確認する意味合いが大きいのか、もしくはそれがないと、要は次のこういうことをやったらこういう効果がありましたと、ではうまくいっていないからここを変えましょうとか、こういうことをやったらこういう結果が出ましたと、うまくいっていますねと、ではもっとやりましょうということを考えていかなければいけないんだろうと思うんですけれども、具体的に戦略を練れるようになるまで、このデータというものをどれぐらいとする必要があるとお考えなのか、質問としてちょっと整理するのが難しいんですけれども、今回のこのデータをとり始めることで、実際に町の観光戦略であるとか交流人口の増加というものに、このデータが寄与し始める、機能し始めるというのは大体どれぐらい先になるのかなとお考えなのかということ、それと、これは先に言ってしまいますけれども、その場合に観光客というものはターゲットを多分絞ったほうがいいと思うんです。

すべからく、この町というのは誰が来てもいい町ですよと言うには限界があると思うんです。なので、これは総合戦略とも関連してくると思うんですけれども、この町を訪れる人は我々としては若い人を望んでいますなのか、ある程度仕事をリタイアして、時間とお金がある程

度ある方、年齢でいうと年配の方々をターゲットにしたいのか、もしくは先ほどインバウンドというお話をありましたけれども、外国の方を誘致したいのかということは、町として基本的な考え方として持っておくべきだらうと思うんです。それは、どの辺にターゲットを絞りたいと思っておられるのかお伺いしたいのと、私としては若い人をターゲットにしたほうがいいのではないかなど思いますので、そこをお伺いしたい。

それから、定住促進住宅、これもその流れですけれども、これはたしか年齢制限がありましたよね。年齢制限あったほうがいいのではないか、ないほうがいいのではないかという議論がたしか条例制定のときにはあったと思いますけれども、その中で恐らく私と同じぐらいの年代の方、もしくはもっと下の方なんかが申込書を実際にもう要求しているというか、申請されているということのようですので、5戸整備するところに6名ぐらいの問い合わせが、実際に申し込みがあるという現状であれば、これは喜ばしいことかなと思いますので、これは個人的にも周知したり、いろいろな人に声をかけたりしておりますので、今後ともその周知、発信に努力していただきたいなと思います。ですので、4点ほど、もしお考えあればお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） まずもってハザードマップのほうなんですけれども、先ほどお話ししましたとおり土砂災害警戒区域なんですけれども、対象となるところ、基本調査これから入るところもございまして、全体で216カ所あるんですけども、そのうち16カ所が指定済みということなんですが、これが順次指定されていくというようなことで、今後その都度やっぱり見直しする必要があるということでございます。

それから、その地域の指定に当たりましては地元の説明会を開催しております、そのハザードマップにつきましては、常に事前にその避難先を知っていただくというふうな意味で配布するわけでございますが、いざその避難勧告、避難指示等につきましては防災無線等でお知らせするような形になりますので、全住民にそのような形で伝達するようなシステムを考えております。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 総合戦略会議の件でございますが、まさに議員の言うとおり、やはり多くの方々にその会議の内容を傍聴していただいたり、参加をしていただくというようなことが一番大事なんだろうなとは思っております。戦略会議の間にはワークショップなども開催をして、一般の町民の方も一緒に入れる、意見が言えるというような、そういう場も設け

ておりますので、それを逆に町のほうからどんどん発信をしていくというようなことは大切だと思っております。今後につきましては、来月の広報になりますか、人口ビジョン、きょう全員協議会で皆さんにお示しをしますが、その人口ビジョン等についても広報を通じて皆さんにお知らせしたい、町民の皆さんにお知らせをしたいと思っておりますが、それ以上にやはり関心のある方にいっぱい来ていただくというようなことが大切だと思いますので、今後は例えばホームページ、それからフェイスブック等を使って、どんどん発信をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） A S C の関係ですが、基本的に私2つあると思っています。

まず、第1点目、F S C にしろA S C にしろ、非常にこれハードルが高いんです。このハードルが高いのを何とか漁業にかかわる方、それから山にかかわる方々が、この認証をとろうということで、さまざまこれまで努力をしてきたと、そのプロセスというのは私非常に大事だというふうに思いますし、そういった努力に本当に敬意を表したいというふうに思ってございます。

それから、もし認証制度が取れることになれば、基本的には意味町としての、いわゆるこれまで、うちの町のいいでしょうというか、ある意味自己満足的なところから、今度は対外的な評価がしっかりと出てくるということになりますので、少なくともこれは町としてのブランド力が高まるというふうに思ってございます。

それと、今もう一つ取り込もうとしているのは、ラムサールに取得を目指そうということです。今やってございますが、いずれにしても、結局こういったものを対外的な評価をいただけるということは町としての環境、それから町でとれるものの品質、これが対外的にしっかりと認知をしていただくと、これが一番大きな問題だろうというふうに、これをどのようにあとで戦略を開拓するかということは、これは非常にこれから大きな課題ということにならうかと思いますが、いずれこういった取ることによって、我々としての産業振興を含めた形の中での取り組みを地にいたるものとしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） もろもろのご質問をいただいたところ、答え切れるかどうかわかりませんが、この取り組み自体は平成32年度までの5カ年を見通して、これからそのビジョンをつくっていきたいという考えであります。入り口に当たって、従前から議会などで議員からもご指摘いただいているとおり、目標を設定する場合のその数値的な根拠とか、数値

目標での設定があるべきではないかというご指摘も頂戴しておりましたので、今回特にそれを意識しての調査活動ということで、27年度実施したもののもとに、28年度、分析、検討、あるいはワークショップなども入れながら、いろいろな視点で観光を考えていきたいとしているんですけれども、いずれその先には、申し上げてきたようにインバウンドに向けて町内でのさまざまなサインであるとか標識、案内資料、もうもう投資していかなければならぬ段階になると思いますので、そこにたどり着く計画として、そういう意味では地方創生のほうも絡めてこの考え、計画を進めていきたいと思っております。

とりわけ、その観光の効果を単に経済効果にとどめるだけではなくて、ご案内のとおり現在の観光協会などにも、若い人たちが大分仕事にして移住を目指している方々も現実にいらっしゃいますので、そういった効果をきっとその観光とつないで効果として評価していくかなないと、今後のその観光戦略が単なる観光客の誘客だけに終わってしまうのでは、その成果が低いのではないかと考えております。より大きな成果を出すために、そういったこの先の大規模な計画に結びつけていくための基礎資料として、先ほどちょっと最初の答弁で、議員が前からおっしゃっているように、その誘客数の把握が正確性が低いのではないかというところの指摘も踏まえて、より正確性を上げるために、今回半年間サンプルをしっかりととって、それでやっていこうとするものです。

済みません、それから若い人がいいのではないかというようなこともございます。それは同感ありますが、観光においてはやっぱり地域、南三陸町が持っている資源に魅力を感じる人たちに来ていただくということが大切ですので、とりわけ教育旅行に力を入れているというのは、一度子供のときにいい思い出をつくっていただいて、大人になってまた来てもらおうという、そういった戦略も含めて観光戦略を練っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 済みません、一回一回長くて済みません。今、いろいろお話ししたいたところで、その基本的な考え方というか、中心の考え方方が見えてきたところに関しては個人的には非常に賛同する部分も多くありました。

16ページのハザードマップに関しては、取り組みとしては今回のこの補正予算を活用して、ぜひ町民の命を守るために有効に使っていただきたいなと思うんですけども、これは関連になると思うんですけども、その避難所、200カ所以上あるその土砂災害が起こり得る場所に実際に住んでいらっしゃる方たち、もしくは近くにお住まいの方たちがいらっしゃって、その方たちがいざという場合、避難勧告が出たり避難指示が出た場合に、避難する場所とい

うのが足りているのかどうか、現在もっとこれからも整備を続けていかなければいけないのかどうか、そこだけ1点確認したいなということと、総合戦略に関してはぜひ町として、この場ですから町として発信してくださいというお話になりますけれども、逆に我々の側もぜひ発信していきたいですし、この間も傍聴させていただいて、そのとき副町長たしかいらっしゃらなかったと思うんですけども、病児保育のお話が出まして、委員の方から、議会どうなっているのですかと言われまして、こうなっていますという話をなぜか私がしたんすけれども、そういったことも含めて、生活感にあふれた声が非常に多いところだろうと思しますので、逆にあの場で少人数で共有しておくことがもったいないなと思いますので、引き続きぜひいろいろな方に周知していただきたいですし、我々もやっていくべきだらうというふうに思います。

FSC、ASCはあれとして、観光関係ですかね、この町の将来のことを考えていった場合に、ちょっと補正予算の話とどうなのかというお話ありますけれども、経済がやっぱり地域で循環していったりとか、言ってみれば外貨を獲得するという方法として、観光というのはなくてはならないですし、まさに中心になっていく産業なんだろうなと。

観光がうまくいかなければ、この町の未来というか、隆盛というのではないんだろうなというふうに思っておりますので、現況調査をするということに関しては非常に注目していますので、多方面から質問させていただいたわけですけれども、今まさに答弁の中で、実際にそこに雇用が生まれたり、若い人同士の交流が実際に生まれていると、観光客が来てお店がもうかつただけではなくて、そこに人が魅力を感じて集まってきていて、その人たちがこの町の未来に対して責任を持とうと思い始めているということこそが、まさに必要なことで、これは幾ら費用を投下しても得られない成果でもあるんだろうというふうに思いますので、そこはもう少し目を向けるべきだらうというふうに思っておりましたので、今答弁の中で実際に今までの取り組みの中でも、そういうことが起こっているという報告なんだろうなと思いますので、それは非常に心強いと思いますので、観光協会の皆さん含めて、観光に携わっている方々には敬意を表するところでもありますし、この半年サンプル、今回の補正予算の費用でいうと、半年間サンプルをとって、平成32年までの5カ年の計画を立てるもとしたいということなのかどうか、最後そこだけ確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君）　避難所なんですけれども、現在指定されているところが7集落と比較的規模の小さい集落ですので、とりあえずは足りているという状況なんですけれども、今後指定される地区につきましては、その都度検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（星　喜美男君）　最知副町長。

○副町長（最知明広君）　まさに戦略会議のあの場は、官民連携と言っておりますが、官は私1人なんです。それ以外の15人は全て民間の方というようなことですから、いわゆる町民の方も含めて、いろいろな意見が聞ける場でございますので、ぜひ皆さんにも傍聴していただくなとか、あるいはそういう形でどんどん発信をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　3番及川です。

それでは、ページ数、18ページ、民生費の中の13委託料、落成式運営業務等委託料140万、病院の落成式の委託料をとっておりますけれども、これは民間のほうに業務委託、式典の一切を委託するんだと思うんですけれども、その辺の中身が1点、それから20ページの4款衛生費の中の13節、これも委託料140万、散乱廃棄物収集等委託料とありますね。これもたしか一般質問かな、同僚議員が海の漂流物の件もお話しになりましたけれども、これはそういう今あしたに台風が来ますけれども、海の漂流物というのは、その台風などに左右されて一度上がったものでも、また海の中に持っていくかれるという、そういう危険性があります。その都度、ここには補正でのってありますけれども、年に数回でもいいですので、こういうものを引き上げるというか、そういうようなことが大切だと思います。それにつけてもこの中身、ただ林とか山とかに捨てられているごみの、家電製品とかいろいろなごみの収集をするのか、その辺お伺いいたします。

それから、22ページは今、後藤議員が聞いたので、これはいいとして、それから27ページ、12款復興費の15節工事請負費2億8,000万、伊里前中心市街地用地造成等工事とありますけれども、これは今、福幸商店街があります。その前に駐車場なんかもありますけれども、それらを除いた用地造成をするのか、その中身についてお願いいたします。

○議長（星　喜美男君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦　浩君）　それでは、最初に1番目の質問、落成式の委託料ということで、その内容について私のほうから説明をさせていただきます。

落成式につきましては、現在11月25日に行うことでスケジュール的には調整をしておりまして、その中でどのような落成式をするかということも、今事務レベルで進めております。その1つとしては、映像でこれまでの病院、それから総合ケアセンターの本日までの経緯といったものを映像で皆さんにお示ししたいといったことも考えております。

それから、テープカット、それから皆さん広場を利用した、皆さんで交流の場をつくるといったことも考えておりまして、それらの合計の費用として140万ほどを計上したところでございます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 散乱廃棄物の収集等の委託料の中身についてでございますけれども、今私どもで考えていたというところが、町のほうにボランティアの方々が来ていらっしゃって、それで農地とか、そういったところの散乱したごみとかを集めていただいて、そういういたごみを一旦クリーンセンターのほうに運ぶということとか、それから先ほど海の漂流物とか、しけたりしたときに、そういういたごみが漂流するのではないかというのがありましたけれども、基本的には県が管理する漁港であるとか町が管理する漁港とか、管理者が基本的には片づけることにはなるんですけども、海岸に打ち上げられたものとか、やっぱりそれも同じように、一旦クリーンセンターのほうまで運んで、どういったごみが上がってくるのかわかりませんので、一応そこで一定程度いろいろごみを分別、収集して、お金になるものは、それはそれでまた処理をするとかというふうなことで考えてございます。

それから、山の中とかに捨てられているような、いわゆる不法投棄のようなものなんですけれども、定期的に保健所のほうで廃棄物の指導をするGメンさんというのがいまして、パトロールされてたりしていますし、そういったところで発見されたものですとか、あとは地域で住民の方からご連絡をいただいたり、あるいは衛生組合の組合長さんに見付けていただいて、町に連絡していただいて、それで職員のほうが一緒にそこの現場に行って処理するというような形もとてございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、伊里前中心市街地用地造成等工事の中身についてお答えします。

この伊里前中心市街地用地造成等工事の中身でございますが、福幸商店街の用地造成と、議員おっしゃったとおりに駐車場の用地の造成、それとイベント広場の用地造成、それと区画内の道路の整備、それと漁協の支所が建ちますけれども、そこの用地造成の土地の造成とい

うことで、合計の造成面積でございますが、今回は1.14ヘクタールの造成ということでござります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1つ目から、落成式のほう、今映像等の配信ということになりますけれども、こここの落成式、病院という先ほどの説明だったんですけれども、これにはケアセンターのを含むんですか。ケアセンターと病院の今までの工事内容とか、そういうものを映像で流すという先ほどの答弁でしたけれども、そこまで含んでの落成式なのか、そしてまたこの業務委託は、どこに業務委託をするのか、それからその次は20ページの散乱廃棄物の関係ですけれども、ボランティアが収集したごみなどを運ぶということで、一部海のほうもあるというんですけれども、やはりこれから観光、そしてまたきれいな海ということをキャッチフレーズにしていく場合もありますので、ぜひこの漁民の人たちと、地区の漁民の人たちと相談しながら、海に漂流しているごみを1回取り除いて、1回ならず毎年取り除いていくという手法をとってもらえたなら、海もきれいになっていくと思います。あしたに来るとまた打ち上げられたり、また引いていかれたりします。そういうことが懸念されますので、その辺よろしく予算措置のほうお願ひいたします。

それから、27ページ、伊里前市街地の用地造成ということなんですけれども、合わせて1.14ヘクタール、これは漁協を建設する場所といいますと、三嶋神社の下側だと想定されますけれども、あそこ側、今国道が角になって回っている旧内海さんのところの……、（不規則発言あり）なくて……、（不規則発言あり）小学校の下の公民館のところ、国道から、そうすると北側ということになるんですね。今の国道から南側という分には手をかけないで、学校寄りのほう、名足小学校寄りのほうに造成をするという考え方でよろしいんでしょうか。小学校の下ですね。伊里前小学校の公民館から、要するに下地区の部分の公民館から国道までの間ということになるんでしょうか。そう考えていても……。それが、駐車場から合わせて1.14ヘクタールということですね。私もこの間の伊里前商店街の面積について、たしか前も説明あって、面積はちょっと記憶にないんですけども、その面積とこれは同じなのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君が着席しております。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、さっき説明したと思っておったんですが、もし不足でしたら、もう一度繰り返し説明いたします。

落成式につきましては病院、総合ケアセンター、一緒のものでございまして、映像につきましても病院、総合ケアセンターが今日建設できるまで、震災直後から現在までのストーリー

性のあるものをこちらとしては考えて、そういうものを映像化して皆さんに配信したいと
いうような考え方でございます。

2つ目の委託先はどこかということでございますが、当然に予算をとる前に委託先が決まっ
ていることはございませんので、今回予算をとった後に契約先が決まるものと解しています。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 海岸の漂着物につきましてですけれども、やはり国のはうでも
大量の漂着物によって、いろいろな国から流れたりするというような問題がありまして、
平成21年に、いわゆる海岸漂着物の処理推進法というのを定めておりまして、これに基づき
まして各その対策のための推進事業ということで補助金が出ておりまして、今年度から、こ
れまでは海岸に漂着したものだけだったんですけれども、今年度からは海に漂流しているご
みとか、あるいは海底のごみの回収とか処理についても該当させますというようなことがあ
りましたので、今年度予算で既に300万、400万近くですけれども、予算化しております、
できればそういうことが、予算、お金を使いまして、来年度以降も続けてまいりたいと考
えてございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 伊里前の中心市街地用地造成でございますが、なかな
か図面を見ていないので、なかなか難しいところでございますが、今現在国道45号が走って
いる北側、小学校側と言っていいと思いますけれども、そちらに行くちょうど小学校に行く
道路、国道45号から入っていく道路があると思うんですけども、向かって右側については
漁協支所の造成、その向かって左側については商店街の造成用地、イベント広場の造成用地、
あと駐車場の造成用地ということでございます。

また、そのもっと左側の歌津駅があったところの下のほうについては、今回の工事区域とい
う形には入ってございません。そちらについては、そちらについての土地と、あと今走って
いる45号線から海沿いの土地ですか、そちらの造成については、三陸道から出てくる土を利
用して埋めていっていただきたいということで今調整をしてございます。

それと面積、前回説明された面積と同じかという問い合わせございますが、面積に関しては、ほ
ぼ変えてございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの病院との関係は、わかりました。

それから、海の廃棄物については、漁協さんの協力を得ながらその補助金を活用されるよう

に、少しPRして漁民の人たち、漁協を通じてPRしていただけるようにお願いいたします。

それから市街地、伊里前の関係なんですけれども、非常に国道が駅の入り口、国道から駅に入る口のところが非常に狭くなつて、すれ違いに片方ダンプなんかがとまって待つてあるような状態なんです。できれば、そういう国道の民地のところにでも道路の幅を広げるというような、土だけでもいいから置いていただくと、その辺がスムーズに流れるのかなという感がいたします。その辺も、ひとつ検討していただければと思います。

それで……、以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 3つほど、ちょっとお願いしたいと思います。

1つは13ページ、ふるさとまちづくり基金、これ、おらほのまちづくりということで先ほど課長ご説明したとおり、6件ほどの事例があるということですが、もう少しちょっと詳しくお願いできないかなと思っております。

それから、18ページ、先ほど前議員もちょっとお話ししましたが、この中で病院とケアセンター同時オープンということなんですが、この落成式は、これは全く町民が4年半ですか、震災から4年半、待ちに待った病院が、この町の中核的な病院が完成したということで、待ち望んでいたと思います。そういったことで、今後の病院の、もう少し充実した内容といいますか、そういったことがもしあればと思いまして、前回もちょっとお話ししましたが、簡単に言いますと、ヘリポートといったようなものの設置はどうなのかなと、実は民間でといいますか、畠とかあるいは資材置き場のようなものを利用して、民間でヘリポートも設置しているようなところもあるので、町の新病院に対してそういったことも今後考えられないのかなと思いまして、その辺のお考えがありましたらお願いします。

それから、ちょっとまた飛んで23ページの下のほうですが、消防防災施設費の中で防火水槽の清掃業務委託料とありますが、ちょっとこれに関連して、この内容等ももちろんお聞きしたいと思いますが、今回のその業務委託というのはどれだけの内容のものか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくり事業についてですが、4月当初予算を使って、まず通常やっている全町的な事業とか、あるいは集いやにぎわい、そういったものにつながる事業ということで募集をさせていただきました。

今回、オリジナルとして合併10周年だということで、10周年に花を添えるような、そういう

た事業も一緒に募集しようということで始まりました。1次募集の事業を締め切ったときに、なかなか合併10周年にふさわしい提案がなかったものですから、今回300万円を予算を措置しまして、2次募集ということで、できれば合併10周年、11月3日に記念式典を予定しておるんですが、その前後に町民みんなが合併10周年を記念し味わえる、そういうイベントを募集しようということの追加の予算でございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 先ほど、ヘリポートの設置の話の質問があったと思います。私所管外なんですけれども、一般的なお話として、航空法の関係のご説明をさせていただきます。

ヘリポートにつきましては、公用ヘリポートと非公用ヘリポート、あるいは国交省の大臣が指定する場外離発着場とかというふうな規定があるわけなんです。いずれにしましてもそれぞれ、ちょっと専門的になって申しわけないんですけども、周辺の障害物の関係があって、進入表面とか転移表面、高さ制限とかいろいろな形があるわけです。一概に、ヘリポートを設置するということになりました、全て国土交通省のほうとの、いわゆる事前協議対処になってきますので、なかなかヘリポートの設置については難しい部分がございます。

ただし、緊急性を要する部分については航空法の中で除外規定として、あらかじめ国土交通省の大臣に事前に飛行計画を出すことによって、そういうふうな離着陸はできるというふうな規定もございますので、災害時においてはそういうふうな適用で運用することが可能だと思われます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 防火水槽の清掃業務なんですけれども、海岸付近で今回津波で泥等が入った部分について清掃をして、その汚泥を取り去ったりするというふうなことで機能を回復させるような、そういう清掃業務でございます。3カ所ほど予定しております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） おらほのまちづくりの事業で、先ほど課長から説明ありましたが、これは大変好評といいますか、いい制度で、ずっとやっていただいてまいりました。

しかし、近年IターンとかUターンですか、そういうこの町に震災関係でボランティア、あるいは協力復興支援の方がいっぱい来ているわけでございます。そういう中で、独自にもちろん事業はしていますが、そういう方も取り入れた、この町に定着していただく、あるいはご指導いただくために、その人たちと一緒にになったまちづくりといいますか、そういう事業の、雇用も含めて、そういう協働のプランといいますか、そういうことを事業

として取り入れて、この町の方だけではなく、やはりほかから来たといいますか、支援に来た人たちと一緒にになった、そういういた取り組みができるまちづくりといったものが、今必要ではないかなと思います。その辺について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、ヘリポートですが、私の説明もちょっとあれだったんですが、ドクターへリといいますか、そういうことで入谷地区に私設のヘリポートという形のものがあります。そういう航空法とか大変難しい、いわゆる規制とか、そういうことはもちろんわかりますが、新病院に対して、前から私もお話ししておりますが、ドクターへリが気仙沼地区にあると、そういうことの活用の中で、高速道路もできますが、もし用地とか、そういうことが許せるのであれば、そういうことも今後病院に附属して必要ではないかなと思いますので、その辺のお考えをお願いしたいと思います。

それから、防火水槽ですが、3カ所ですか、海岸線に震災の機能を回復といったことのお話のようですけれども、それに関連となりますが、まだ老朽化した防火水槽ありますね。そういうことの補修とか、あるいは新しく整備し直すといった、そういうた考えはないのかどうか、この前のお話だと、何カ所か地下に埋設した形の地下式の水槽も整備するようなお話をちょっと伺ったような気がするんですが、その辺についておわかりになりましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくり事業、これまで町民の方だけではなくて、この事業を企画される場合には、町内外どなたでも応募することができるということでやってございます。例えば、元宝塚の方が町内の保育所、幼稚園を回りながら子供たちにそういうイベントとか、そういう踊りとか、そういうもので元気づけるというようなことで、2年続けて採用させていただいております。

それから、NPO関係とかの方々が仮設住宅を回りながら、お茶っこ飲みをすると、そういう部分に対しても一定程度ご支援をさせていただいておりますので、今後も町内外限らず、この事業の趣旨に沿うものであれば、お世話になっていきたいと、こう考えております。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、病院のヘリポートの関係でお答え申し上げます。

現在建築中の病院につきましては、駐車場、それから建物の屋上も含めまして、ヘリポートはございません。昨年度、オールラウンドヘリコプターと訓練をした際につきましては、ベ

イサイドアリーナの駐車場を活用させていただいて、訓練をしておりました。今後につきましては、町のほうで整備をしていただくへリポートを活用しながら、適切な運用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 防火水槽の新設でございますけれども、今年度の当初予算で3基分ほど予定しております、1基700万前後かかるんですけれども、年度内に3カ所整備する予定ですが、高額なものですから年次計画で順次整備していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） おらほのまちづくりの事業については、課長今お話ししたのでわかりました。いい制度ですので、次年度もこういった事業をどんどん進めていただきまして、少しでもまちづくりに効果の出るような指導、あるいは支援をしていただきたいなと思います。

それから、ヘリコプターですか、ドクターへりですかね、そういった活用もやっぱり今後新しい病院として、少子高齢化を迎えた中では、今後考えていってもいいのではないかなと思いますので、今後とも検討をお願いしたいと思います。

さらに、そういう防火水槽につきましては、課長お話ししたとおりでわかりました。ぜひ、次年度にそういった新設のほうも、どんどん進めていただきたいなと思います。そういうことで、終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

10款2項の3目漁港施設災害復旧費であります。その15節、19節、これ絡めて13港の施設の復旧というようなことで、この中に防潮堤、そして船揚げ場があるんですが、この船揚げ場について従来どおりの設計で、これ今回もやるのかどうか、その辺1つ。

それから、12款の4項3目漁集事業についてであります、この漁集事業について、いろいろかさ上げ等、あるいは道路等も含まれているんですが、この18地区でありますが、この水産関係用地のかさ上げ等について、この計画の変更があったのかどうか、事業について。

それからもう一点、12款の7項9目ですか、先ほど質問あったようですが、伊里前中心市街地の造成等、これは計画どおりの事業進捗というような話も聞いておるんですが、27年度中に完成というような説明もあったようなんですが、これいかがな進捗になっているか、この3点。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 船揚げ場の件なんですけれども、これはもとのとおりやるのかどうかというのは、いわゆる地盤沈下した後もとへ戻って、高さがそのままつくったらというような話のことだというふうに思ってよろしいでしょうか。でない……、「先端の部分」の声あり）先端の部分の設計が……、「従来どおりにやるのかということ」の声あり）基本的にはそういう形でやっておりますけれども、はい。

それから漁集、水産関係用地、計画が変わったというのが、どういうふうに変わったか僕もよく、質問の趣旨がよくわからないんですけども、一応計画を一番最初につくったときに地元へ入りまして、その後、今測量とか設計をやっているんですけども、それをやりながら、あるいはその地元の地権者を調べたりしながら、こんなところでよろしいですかというお話を地元と順次させていただいている。それで、いやこっちよりあっちがいいよとかというようなことがあったら、それはそれに変えさせていただいているし、高さなんかもこんな高さでよろしいですかというふうなお話をさせていただいているので、そういう面では昔のままということでなしに、お話をしながら使いやすいようにというふうなことで進めておるつもりであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） そうしたら、私のほうから伊里前地区市街地かさ上げ事業の進捗状況についてご説明させていただきます。

まず、かさ上げを予定しています事業用地につきましては、10名の地権者の方がいらっしゃいます。うち、現在の交渉状況としては、8名の方とは用地買収に対しての合意ができております。あと契約に至るまでの事務処理を当方のほうで現在やっています。残り2名の方につきましては、お一人の方から代替地の希望が出ております。もう一名の方につきましては、具体的に我々管財のほうが用地交渉に入る前に、条件整備の面でちょっと食い違った部分がありますので、もう少し交渉に時間を要するというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今、用地の件で管財課長のほうからご報告いただきましたが、工事のほうでございますが、その用地、お一人方条件面で折り合っていないところの方ございますけれども、その方が条件面で契約に至ればすぐさま工事に入って、希望ですけれども、年度内に漁協の施設の部分の土地の造成はしたいなということで考えて

ございますけれども、ちょっと交渉事でございますので、その辺は先日漁協の支所のほうにも出向いてご説明をさせていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 1つ目、ちょっと質問が漠然としていたかもしれません、船揚げ場については、やはり完成した住民の方々の苦情として、苦情というかクレーム的ですね、使えない。というのは、先端の工事が干潮になった場合に捨て石ですか、先端が捨て石で覆われているんですが、その捨て石によってからに船を揚げることができないと、そういう苦情が各地で起きてきております。

最近、便利な手法をとて台車を使っているんですね、船を引く際に。すると、船を引く際に、その台車というのは車がついているもので、船面の平らな部分から落ちてしまうと船は引けない、台車は上げられないというような苦情で、とんでもない騒ぎになってきているんです。ですから、これは完成したところも、あるいはこれからも、これ改善していくべきだなと思っていたんです。多分、課長あたりなら十分耳にしているんだろうなと、下向いて随分笑っているようだから、そうだろうなと思うんですが、その辺あたりどのようにこれから考えていくか。

それから、今漁集事業についての、当初地域でいろいろな説明をした際に防潮堤の後ろ側に水産、漁業といいますか漁業用地として、いろいろな仕事をする際に便利なような整備をすると、あるいはトイレまでもつけるというような説明があったそうなんですが、その後何らナシのつぶてで、それで今度はそこはだめなんだというような説明がなされたと、どうなっているのかなというようなことで、困っている地域もあるようです。

今後、そういう事業を進めていく際にそういうことも取り入れて、先ほど取り入れてやっていると今言いましたが、今後とも取り入れて、さらに改善してやっていくような考えがあるのかないのか、その辺です。

それから、伊里前については何か大分煩雑な計画みたいな、希望としてなんてですから、どうも計画性がないのかなというような感じに今受けとめたんですが、当初27年度中には完成しますと、やりますと、こういうようなことを言って始まったわけです。それは、先ほど課長が言ったように交渉事ですから、難しいところもあると思います。

ただ、当初そう言い切るということは、その辺あたりも、もう手につかんでいたのかなと、そういう解釈していたんです。最近見るからにして、27年度もう迫ってきているのに、一向に何か進まないと、漁協さんの方でも恐らく補助事業とか、そういうものを絡めてこれ

から計画を立てるんでしょうから、そうなってくると補助事業の期限というものもあるわけですから、そういうところに支障が出ないのかなというような心配をしているんです。ですから、組合のほうに、漁協のほうに行って説明もいいんですけども、さらなる交渉を早く進めて整備するように、その点はお願いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、船揚げ場の件なんですけれども、私がなじみがないのか、私のところへはとりあえずお話は来てないです。私のところへ直接来なくとも、担当の者が多分あれば聞いていると思うんですけども、今のところ聞いているのは、ちょっとさっき言いましたように一旦下がったやつが上がってき、地盤沈下したやつがもとへ戻ってきているので、その先端のとめ壁が上へ上がってきたということで、使えないようになっているではないかという苦情は何件かあります。それについては、それなりの対処もしなければならないなということで、国や県のほうへも話もし、まだできていないものについては、対応もしていっているつもりです。ということで、そちらのほうで今先ほど高橋議員さんおっしゃいましたようなことがございましたら、またうちのほうの担当にも聞いて、対処の仕方も考えていきたいなと思います。

それから、水産関係用地ですが、水産関係用地はもともと各個人のお宅でされていたものを高台移転されたことによって、なかなかできなくなつたということで、防集で買い上げた土地を活用して、そういう共同で使えるような場所を整備しようというふうに計画をしたんだと、私来たときからそういうふうに聞いていまして、それを計画する段階の私が来るもうちょっと前は非常に景気のいい話がありまして、何でもできるというふうなお話もあったようです。

現実に、あしたものあるんですけども、復興庁さんと協議をいたしますと、あれもだめ、これもだめということになりますて、何でもできる漁集から何もできない漁集に実際のところはなっています。現実的には、用地もたくさん買えるよとか、まとめてできるよとか、建物が建つとかトイレも整備とかというところまでは、言ったかどうか僕もよくわからないんですが、建物は一応我々のほうでは整備しないと、舗装までやって周りの水路までつけて、一応整備を終了ということでお願いしますよと、これは私去年来ましてから地元のほう回らせていただいていますけれども、そのときからはそういう話で全ての地区についてお話をさせていただいているです。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○ 7 番（高橋兼次君） 船揚げ場については、これは耳に入っていないというような話ではあります。各地区の自治会の代表が役所に来て話はしていると、しているんだけれども、対応がないというような地区もあります。この辺、復旧事業でいろいろ予算の関係上、そういう設計になったのかどうかはわかりませんが、せっかくやって使えないものをつくるのでは、これはちょっと意味が違いますので、何か県のほうにまで上がっているそうです、この問題は。県単でもこういうことが起きていますから、町単だけでなく。県のほうでは、これを全改良ですか、これができるような今取り組みをしているというような話を聞いております。ですから、その辺の連携をとりながら、使い勝手のよいものに仕上げていくべきだと思いますので、いろいろと努めていただきたいなと、そう思います。

漁集について、やはりその土地を提供というか当たった人は、そういう最初からの話と違ってきたのでは提供しないと、そこを提供して不便なところへ行くのでは考えないというような方々が出てきまして、何かちょっとその計画から離れていくような、そのような地域のところもありますので、もう一度その地域との、よく話し合って、地域の方々の本当の要望を取り入れて事業を進めていっていただきたいなと思いますが、今後ともよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時45分 延会